

青森県報

第四千五百六十五号

平成三十一年
二月十五日
(金曜日)

目次

告 示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……二

出先機関

○青森県立美術館白灯油給油単価契約に係る一般競争入札……………(青森県立美術館) ……三

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(東青地域) ……四

公 営 企 業

○青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(病院管理局) ……五

告 示

青森県告示第七十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項

の規定により公示する。

平成三十一年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字三厩源兵衛間一 水嶋 光弘 東津軽郡外ヶ浜町字三厩栴榔二の一 伊藤 春光	竜飛今別第五区 協同組合の地 区のうち、 外ヶ浜町字三 厩神、字三 厩栴榔、字三 厩鏡山、字 三厩木落、 三厩源兵衛 間、字三厩 及三厩龍 浜の区域	総トン数十トン 未滿の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし て一本釣漁業

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コープあおもり和徳店

弘前市大字野田二丁目二の一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池伸二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池伸二

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年九月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五五八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

五〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成三十一年一月十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十一年二月十五日から同年六月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年六月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 長内住宅
- 二 氏名 長内良一
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田一〇七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇六八三号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県立美術館白灯油給油単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月十五日

青森県立美術館副館長 戸 沼 康 弘

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- 1 名称 白灯油
 - 2 規格 日本工業規格 K二二〇三 一号
 - 3 購入予定数量 三十七万七千六百リットル
 - 4 納入期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
 - 5 納入場所 青森県立美術館(青森市大字安田字近野一八五)
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の二のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び方法等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、平成三十一年三月七日までに青森県立美術館副館長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により通知する。

3 提出場所

青森市大字安田字近野一八五
青森県立美術館 経営管理課

電話 〇一七―七八三―五二四〇

4 提出部数 一部

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字安田字近野一八五

青森県立美術館 経営管理課

電話 〇一七―七八三―五二四〇

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十八日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市大字安田字近野一八五

青森県立美術館二階 大会議室

平成三十一年三月二十八日 午前十一時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

六 落札者の決定方法

買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

七 契約書の取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、少数点第三位未満を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

White kerosene (JIS K2203 No. 1) 377, 600 liter

2 Delivery period:

From April 1, 2019 through March 31, 2020

3 Time Limit for tender:

11:00 a.m. March 28, 2019

4 Contact point for the notice:

AOMORI MUSEUM OF ART
185 Chikano Yasuta,
Aomori City, Aomori 038-0021
JAPAN
TEL 017-783-5240

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年二月十五日

東青地域県民局長 柏 木 司

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号 第八一一―一号

2 工事名 駒込ダム本体建設工事

3 工事場所 青森市大字駒込地内

4 工 種 土木一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 1 名 称 東青地域県民局地域整備部建設管理課
- 2 所在地 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
- 三 契約の方法

一般競争入札

- 四 落札者を決定した日

平成三十一年一月四日

- 五 落札者の名称及び住所

安藤ハザマ・日本国土開発・鹿内組特定建設工事共同企業体

株式会社安藤・間

東京都港区赤坂六丁目一の二〇

日本国土開発株式会社

東京都港区赤坂四丁目九の九

株式会社鹿内組

青森市大字野尻字今田九七の一

- 六 落札金額

二百五十二億七千二百万円

- 七 落札者を決定した手続

価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合

評価一般競争入札(標準型・加算方式)の方法により落札者を決定したものである。

る。

- 八 入札の公告を行った日

平成三十年十月三日

公 営 企 業

青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- 1 物品の名称、規格及び購入予定数量

- (一) 重油(日本工業規格 一種二号) 十二万リットル
- (二) 重油(日本工業規格 一種二号) 九万六千リットル
- (三) 重油(日本工業規格 一種二号) 七万二千リットル
- (四) 重油(日本工業規格 一種二号) 十万八千リットル
- (五) 重油(日本工業規格 一種二号) 十万八千リットル
- (六) 重油(日本工業規格 一種二号) 九万六千リットル
- (七) 重油(日本工業規格 一種二号) 七万二千リットル
- (八) 重油(日本工業規格 一種二号) 十二万リットル
- (九) 重油(日本工業規格 一種二号) 十六万八千リットル
- (十) 重油(日本工業規格 一種二号) 十八万リットル
- (十一) 重油(日本工業規格 一種二号) 十五万六千リットル
- (十二) 重油(日本工業規格 一種二号) 十四万四千リットル

- 2 納入期間

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

- (一) 平成三十一年四月一日から同月三十日まで
- (二) 平成三十一年五月一日から同月三十一日まで
- (三) 平成三十一年六月一日から同月三十日まで
- (四) 平成三十一年七月一日から同月三十一日まで
- (五) 平成三十一年八月一日から同月三十一日まで
- (六) 平成三十一年九月一日から同月三十日まで
- (七) 平成三十一年十月一日から同月三十一日まで
- (八) 平成三十一年十一月一日から同月三十日まで
- (九) 平成三十一年十二月一日から同月三十一日まで
- (十) 平成三十二年一月一日から同月三十一日まで
- (十一) 平成三十二年二月一日から同月二十九日まで
- (十二) 平成三十二年三月一日から同月三十一日まで

- 3 納入場所

青森県立中央病院(青森市東造道二丁目一の一)

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格を有することを証明する書類の提出

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、入札書の提出期限の営業日十四日前までに青森県立中央病院院長に提出しなければならないが、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八三一九

2 入札書の提出期限、開札の場所及び日時
一の1の件名ごとに次のとおりとする。

(一) 平成三十一年三月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(二) 平成三十一年四月二十五日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(三) 平成三十一年五月二十八日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(四) 平成三十一年六月二十六日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(五) 平成三十一年七月二十六日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(六) 平成三十一年八月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(七) 平成三十一年九月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(八) 平成三十一年十月二十八日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(九) 平成三十一年十一月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(十) 平成三十一年十二月二十六日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(十一) 平成三十一年一月二十八日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(十二) 平成三十二年二月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

六 落札者の決定方法

買入れる物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

七 契約書の取り交わしの時期

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

- (一) 平成三十一年四月一日
 - (二) 平成三十一年五月一日
 - (三) 平成三十一年六月一日
 - (四) 平成三十一年七月一日
 - (五) 平成三十一年八月一日
 - (六) 平成三十一年九月一日
 - (七) 平成三十一年十月一日
 - (八) 平成三十一年十一月一日
 - (九) 平成三十一年十二月一日
 - (十) 平成三十二年一月一日
 - (十一) 平成三十二年二月一日
 - (十二) 平成三十二年三月一日
- 八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点第三位未満を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、税法その他の法令等の改正により消費税等の率に変動がある場合、改正以降における変動後の税率により計算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、改正以降における変動後の税率により計算した金額を入札書に記載すること。

なお、この取扱は、一の2に記載する納入期間内に消費税等の率に変動がある

月度に係る入札以降に適用するものとする。

4 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products

to be purchased:

- (1) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
120,000 liter
 - (2) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
96,000 liter
 - (3) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
72,000 liter
 - (4) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
108,000 liter
 - (5) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
108,000 liter
 - (6) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
96,000 liter
 - (7) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
72,000 liter
 - (8) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
120,000 liter
 - (9) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
168,000 liter
 - (10) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
180,000 liter
 - (11) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
156,000 liter
 - (12) Fuel Oil (JIS Class I, No. 2)
144,000 liter
- 2 Delivery period:

- (1) From April 1, 2019 through April 30, 2019
- (2) From May 1, 2019 through May 31, 2019
- (3) From June 1, 2019 through June 30, 2019
- (4) From July 1, 2019 through July 31, 2019
- (5) From August 1, 2019 through August 31, 2019
- (6) From September 1, 2019 through September 30, 2019
- (7) From October 1, 2019 through October 31, 2019
- (8) From November 1, 2019 through November 30, 2019
- (9) From December 1, 2019 through December 31, 2019
- (10) From January 1, 2020 through January 31, 2020
- (11) From February 1, 2020 through February 29, 2020
- (12) From March 1, 2020 through March 31, 2020
- 3 Time Limit for tender:
- (1) 11:00a.m. March 27, 2019
- (2) 11:00a.m. April 25, 2019
- (3) 11:00a.m. May 28, 2019
- (4) 11:00a.m. June 26, 2019
- (5) 11:00a.m. July 26, 2019
- (6) 11:00a.m. August 27, 2019
- (7) 11:00a.m. September 27, 2019
- (8) 11:00a.m. October 28, 2019

- (9) 11:00a.m. November 27, 2019
- (10) 11:00a.m. December 26, 2019
- (11) 11:00a.m. January 28, 2020
- (12) 11:00a.m. February 27, 2020
- 4 Contact point for the notice:
 Management division
 Hospital Bureau
 Aomori Prefectural Government
 Aomori Prefectural Central Hospital
 2-1-1 Higashi-tasukurimichi
 Aomori City, Aomori 030-8553
 JAPAN
 TEL 017-726-8319

(発行者・発行人)
 青森市長 島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚三付十五円四十四銭